



利用規約

目次

1. Kredoオンラインキャンプ利用規約 P1 ~ 12
2. インターン型実践プログラム利用規約 P13 ~ 22

Kredoオンラインキャンプ利用規約

第1条 本規約の性質

1. Kredoオンラインキャンプ利用規約(以下「本規約」といいます)は、KREDO JAPAN株式会社(以下「当社」といいます)と、オンラインキャンプ契約(第2条(定義)第1項で定義します)を締結し当社のオンラインレッスンプログラムを受講する個人(以下「お客様」といいます)との間の契約関係について定めるものです。ただし、当社がお客様との間で書面により別途特約を結んだ場合は、その特約を優先します。

第2条 定義

1. 「オンラインキャンプ契約」とは、本規約第3条(オンラインキャンプ契約の申込および成立)に従い、当社と申込者との間で申込書および本規約の内容にて締結される契約を指します。
2. 「本サービス」とは、当社がオンラインキャンプ契約に基づきお客様に提供するオンラインレッスンプログラムであって、お客様が、当社が指定する無料ビデオ通話アプリを利用して個々のレッスンを受講し、プログラムに含まれる全てのレッスンの受講を終了するまでの一連の工程を指します。本サービスは「ITレッスン」と「英語レッスン」から構成されます。「ITレッスン」とは、当社IT教員によるプログラミング教材を使用したプログラミングスキルの教授を指します。「英語レッスン」とは、当社英語教員による英語教材を使用した英語スキルの教授を指します。また、「ITレッスン」は「グループクラス」と「パーソナルクラス」から構成されます。「グループクラス」とは、ITレッスンを決められたスケジュールかつ少人数のグループで受講するサービスを指します。「パーソナルクラス」とは、ITレッスンを当社が指定する期間内で、当社が指定する時間帯の中からお客様自身でレッスン予約をしていただき、専用のポイントを使用してマンツーマンで受講していただくサービスのことを指します。
3. 「オンラインレッスン料金」とは、お客様が提供を受ける本サービスごとに当社が定める料金を指します。尚、オンラインレッスン料金は「ITレッスン料金」と「英語レッスン料金」により構成されます。
4. 「講師」とは、お客様が受講する本サービスを担当する講師を指します。
5. 「Kredoラーニング」とは、当社が運営する他サービスのことを指します。Kredoラーニングは、IT レッスンや英語レッスン、自主学習の動画の視聴などができるサービスです。
6. 「Kredoラーニングポイント」とは、Kredoラーニングで、ITレッスンや英語レッスンを受講する為に必要となるポイントを指します。
7. 「ITレッスン受講開始日」とは、お客様が受講するITレッスンが始まる日のことを指し、「英語レッスン受講開始日」は英語レッスンを初めて受講した日のことを指します。ITレッスン受講開始日と英語レッスン受講開始日のいずれか早い方を「受講開始日」といいます。

第3条 オンラインキャンプ契約の申込および成立

1. オンラインキャンプ契約を申し込む個人(以下「申込者」といいます)は、本規約に同意した上で、当社所定の申込書、または当社ホームページ上の申し込みフォーム(以下「申込書」といいます)に 必須事項を記入の上当社

またはその代理人に提出いただきます。

2. オンラインキャンプ契約は、前項に従い申込者が申込書を提出した後、当社が当該申込(フォーム送信等)を承諾することで、当社と申込者との間で成立します。契約成立日は、当社が申込を承諾した日とし、当社からお客様に送付する請求案内のメールにて確認できるものとします。
3. オンラインキャンプ契約は受講開始予定日の7日前までに申し込み可能とするものとします。

第4条 本規約の変更について

1. 当社は、当社が必要と判断する場合に、本規約を予告なしに変更することができるものとします。ただしお客様の本サービスの受講に重大な影響をあたえる変更の場合には、当社が定めた方法によって 事前にお客様に通知するものとします。本規約の変更があった場合、お客様が本規約変更後において 本サービスの利用を継続した場合には、お客様は変更後の本規約に同意したものとみなします。

第5条 申込拒否事由

1. 当社は、次に定める事由が認められるときは、申込をお断りする場合があります。
 - a. 申込者が未成年者である等の理由により、オンラインキャンプ契約の申込について法定代理 人の同意が必要な場合に、その同意がないとき
 - b. 保証人がいないとき
 - c. 申込者が希望する本サービスに空きがないなど、本サービスの受講が困難であると当社が認めたとき
 - d. 申込者の過去の既往症または現在の心身の健康状態から、申込者による本サービスの受講が 不適切であると当社が認めたとき
 - e. 申込者の語学力等が本サービスの受講に明らかに不足している等、本サービスの受講に適した条件が申込者に備わっていないと当社が認めたとき
 - f. 本サービスの円滑な運営に支障をきたす恐れがあると当社が判断したとき
 - g. 申込者の申込を承諾することが、本サービスの目的または趣旨等にてらし、適切でないと当 社が判断したとき
 - h. 申込者が暴力団関係者、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力 集団、その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます)であると当社が判断した とき、または反社会的勢力であったと判断したとき
 - i. 申込書の記載に虚偽があったとき
 - j. 既に当社とオンラインキャンプ契約を締結済みのとき
2. 当社は、申込者の申込を承諾した後であっても、お客様が前項各号(第3号を除きます)のいずれかに該当することが判明した場合には、いつでも何らの手続きも要せずオンラインキャンプ契約を解除 することができるものとします。

第6条 事前確認事項

1. 申込者は、オンラインキャンプ契約への申込みにあたり、下記の事項を確認し、同意しなければなりません。

- a. 通信環境が本サービスの受講に支障がないこと。
- b. 当社が申込者に対し、本サービスに関する電子メールによる通知、広告、アンケート等を実施すること。
- c. 当社が発行するパスワード等のアカウント情報を厳重に管理すること。
- d. 品質向上等のため、当社が申込者からの問い合わせ内容等を記録、録音、保管することができること。
- e. レッスンの品質向上等のため、当社又は当社の講師が提供レッスンの録音・録画等を行い、当社、当社の子会社及び当社の委託先が当該録音・録画・メール・チャットの履歴等のレッスンの記録を保管し、閲覧できること。
- f. お客様の自主学習の用途にあてるため、当社又は当社の講師が提供レッスンの録音・録画等を行い、お客様に対して当該提供レッスンの録音・録画等を提供できること。
- g. お客様が、当社の提供するオンラインレッスンを録画し、自主学習のために閲覧することができること。ただし、閲覧用途は自主学習のみとし、録画データの編集、複製、転用、転送、インターネット上でのアップロード等、第三者への開示、提供は厳禁とします。例)、「メール等に添付して他者へ送る」「CDやDVDにコピーして配る」「個人のブログやホームページ、SNSなどで公開する」などの行為。これらの行為は著作権、肖像権侵害にあたり、損害賠償義務を負うこともありますので、十分に注意ください。
- h. 当社が申込希望者を募るため、インターネット(WEBサイト、動画サイト、SNS等)、パンフレット、ポスターなどの媒体において、お客様が本サービスの受講の過程で制作した作品の写真・動画・音声等を使用できること。尚、当社では制作担当の職員を配置し、掲載される写真や映像、音声を十分に吟味するものとし、個人情報保護の視点からふさわしくないものを使用することは一切ありません。

第7条 禁止行為

1. お客様は、本サービスの利用に際して、以下に定める行為を行ってはなりません。
 - a. 本サービスを受講する権利を第三者に譲渡、使用、売買、名義変更、質権の設定、担保に供すること
 - b. お客様のアカウントを第三者に譲渡、貸与等することまたは第三者に使用させること
 - c. 当社の名誉、信用、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、肖像権、プライバシー、その他の法的権利および利益を侵害すること
 - d. 違法行為または公序良俗に反する行為
 - e. 本サービスの運用を妨げる行為
 - f. 本サービスを営業行為、営利目的およびその準備に利用する行為
 - g. 本サービスの他のお客様・講師に違法行為を勧誘または助長する行為
 - h. 本サービスの他のお客様・講師が経済的・精神的損害または不利益を被る行為
 - i. 犯罪行為および犯罪行為に結びつく行為
 - j. 講師への嫌がらせ、不良行為、不適切発言、不規則発言、講師の指示に従わないなど、レッスンの進行を妨げる行為
 - k. 本サービスの他のお客様・講師に対するハラスメント行為
 - l. 講師の雇用条件やコールセンターの場所、インターネット回線など当社の一般的に開示していない機密情報を詮索する行為
 - m. 本サービスの他のお客様・講師に対して宗教、政治結社、マルチ商法等の勧誘をする行為
 - n. オンライン、オフラインを問わず、お客様本人またはその代理人が講師と個人的に接触しようとする行為

- o. 講師に当社と競合するサービス・企業での勤務を勧誘する行為
- p. 当社の講師およびカスタマーサポートスタッフへの暴言・脅迫行為、またはカスタマーサポート業務の進行を妨げる行為
- q. 当社と複数のオンラインキャンプ契約を締結する行為
- r. 泥酔状態でレッスンを受講する行為
- s. レッソンの受講中に過度に肌を露出する、または肌の露出を伴うコスチュームや下着姿で本サービスを受講するなど、講師に対して不快感、不安または負担を与える行為
- t. その他、お客様による本サービスの利用が不相当と当社が判断する行為

第8条 電子メールによる通知

1. 当社は、本サービスに関する重要な情報を送信する場合、お客様が当社からの電子メールの受信をすべて拒否する設定をした場合でも、電子メールの送信ができるものとします。
2. 電子メールによって行われる通知は、お客様の登録情報に記載された電子メールアドレス（以下「指定メールアドレス」といいます）宛への発信をもって完了したものとみなします。
3. お客様は、自らの端末の指定メールアドレスに関する各種設定等を変更し、当社（ドメイン名：kredo.jp）からの電子メールの受信が可能な状態にしなければなりません。
4. 指定メールアドレスに不備、誤記があったこと、登録情報の変更を当社に通知しなかったこと、またはお客様が自らの端末の受信設定の変更を怠ったことに起因して、当社からの電子メールがお客様の元に届かなかった場合、当社は、同不到達に対して一切責任を負わないものとします。尚、お客様は、同不到達に起因して生じるすべての損害等を賠償する義務を負うものとし、いかなる場合も当社を免責するものとします。

第9条 本サービスの利用

1. お客様は、Slack、SkypeまたはZoom（以下「受講用アプリ」といいます）を用いて、本サービスを受講することができます。いずれを用いるかは、お客様の受講する本サービスごとに、別途当社が指定します。
2. お客様は受講用アプリの利用に際し、下記の内容について同意しなければなりません。
 - a. 受講用アプリの提供事業者が定める各規約、ガイドラインを遵守すること
 - b. 本サービスの受講開始日までに受講用アプリをダウンロード、インストールし、機能等について確認すること
 - c. 受講用アプリのダウンロード、インストール、設定、使用等について、すべて自己の責任と費用において行うこと
 - d. レッスン開始後に発生した受講用アプリの機能の不具合等について、当社が一切責任を負わないこと
 - e. 当社が指定するウェブサイト以外のURLを開く場合、すべて自己の責任で行うこと
 - f. 受講用アプリに関する相談、問い合わせ等について、当社が一切対応する義務を負わないこと

第10条 オンラインレッスン料金内訳

1. オンラインレッスン料金の詳細な内訳は別途当社がお客様に発行する請求書に記載のとおりですので、請求書の記載を必ずご確認ください。
2. 前項の請求書に記載されていない費用は、オンラインレッスン料金に含まれません。必要な費用はお客様自身で御用意ください。以下、オンラインレッスン料金に含まれないものを例示しますが、これらに限られません。
 - a. 本サービスを受講するのに必要な環境設定費用(パソコン、タブレット、イヤフォン、Wifiなど)
 - b. 別途購入が必要となった教材等

第11条 支払時期・方法とオンラインレッスン料金の変更

1. オンラインレッスン料金の支払は、当社指定の口座に振込、その他当社指定の方法で、指定の期日までに入金してください。この場合の振込手数料等の支払に必要な費用はお客様に負担していただきます。
2. 指定の期日までにオンラインレッスン料金全額が入金されない場合、当社は、オンラインキャンプ契約を解除し、お客様の本サービスの受講をお断りする場合がございます。その場合、第15条が適用されます。
3. 次の場合には、当社は、お客様に事前にお知らせの上、その差額だけオンラインレッスン料金を増額することがありますので予めご了承ください。
 - a. 為替相場が著しく変動した場合
 - b. 税制が改定された場合
4. クレジットカード決済を希望する場合は、原則としてお客様ご本人名義のカードのみ有効のものとします。ただし、当社が別途認めた場合、本規定は適用されないものとします。
5. 当社の提携ローン会社(株式会社日本プラム)のWebローンもご利用いただけます。Webローンとは、インターネット環境があれば利用することができ、申し込み用紙のご記入・ご捺印・事務所へ郵送等が不要なサービスです。

第12条 Kredoラーニングポイントについて

1. Kredoラーニングポイントの有効期限 Kredoラーニングポイントの有効期限は、「ITレッスン」と「英語レッスン」を受講する場合、原則 オンラインレッスン料金の支払いが完了した日の翌週月曜日から、「ITレッスン」の受講終了期間までとします。ただし、受講期間中に追加でKredoラーニングポイントを購入した場合はポイント追加購入日から1年を有効期限とします。

第13条 申込内容の変更

1. お客様は、当社に対し書面または電子メールで通知することにより、本サービスの変更を申し出ることができます。この場合、当社が書面または電子メールにより当該変更申出を承諾したときに、申出のとおりオンラインキャンプ契約が変更されます。
2. お客様都合により、受講開始日または受講内容の変更を希望される場合には、可能な限りお客様のご要望に

添えるように努力しますが、当社が承諾できない場合がありますので予めご了承ください。

3. お客様都合により、受講開始日または受講内容を変更する場合には、変更手数料として 10,000円(税 込)をお支払いいただきます。支払期日及び方法等の詳細は、別途当社が指定します。
4. お客様都合により、受講開始日または受講内容を変更した場合で、これにより当初お申込み頂いたオンラインレッスンの内容に関わる費用に差額が生じた場合、以下に基づき、当社はお客様に対し請求 または支払済みのオンラインレッスン料金の払い戻し(返金)の手続きを行います。

【ITレッスン受講開始日前の変更】

1. 増額の場合には、差額をお支払いいただきます。
2. 減額の場合には、変更手数料10,000円(税込)を差し引いた差額を返金させていただきます。ただし、下記にあたる場合は、第15条を適用させていただきます。
 - a. 申込済みの各コースにおける2週間以上のプログラム(Bootcamp / Standard / Advance / Expert)のいずれかをITレッスン受講開始日の8日前以前に解約される場 合、第15条の【ITレッスン受講開始日前に解約をする場合の返金額】を適用します。
 - b. 申込済みの各コースにおける2週間以上のプログラム(Bootcamp / Standard / Advance / Expert)のいずれかをITレッスン受講開始日の7日前以降に解約される場 合、第15条の【ITレッスン受講開始日以降に解約をする場合の返金額】を適用しま す。

【ITレッスン受講開始日以降の変更】

1. 受講開始日以降に、お申込み頂いたサービスよりも高価格のコースに変更をご希望の場合、差 額をお支払い頂くことで、変更が可能です。尚、講師の空き状況等に応じて対応させていただきますので、ご希望にそえない場合もある旨ご了承ください。
2. 受講開始日以降に、お申込み頂いたサービスより低価格のコースに変更をご希望の場合、差 額の返金はいたしません。
3. 当社は、受講開始日以降にお客様が追加料金を必要とする変更を希望した場合、前項の差額 の支払いが完了した時点から、変更後のサービスの提供を開始できるものとします。
4. 各コース毎のレッスン開始日から起算し、以下の通り再受講が可能となります。
 - a. 1～3日目: 変更手数料 10,000円(税込)をお支払いいただくことで再受講が可能
 - b. 4日目以降: 該当レッスンの費用全額をお支払いいただくことで再受講が可能

第14条 パーソナルクラスのレッスン予約におけるポイントの取扱い

1. パーソナルクラスのレッスンの予約 お客様は、当社に対し受講用アプリまたは電子メールで通知することにより、受講2時間前までの レッスンを予約することができます。また、予約する際はKredoラーニングポイントを使用して予約 します。パーソナルクラス用のKredoラーニングポイントはパーソナルクラスでのみ使用することが 可能です。
2. パーソナルクラスのレッスンのキャンセル お客様は、予約したレッスンをキャンセルすることができます。この場

合、予約に使用したポイント は下記の通りの扱いとなります。

受講開始時間から24時間以上前のキャンセル	該当する予約済みのレッスンのKredoラーニングポイントをお客様へ返還
受講開始時間から24時間未満のキャンセル	該当する予約済みのレッスンのKredoラーニングポイントを喪失

第15条 オンラインキャンプ契約の解約

1. お客様は、当社に対し書面または電子メールにより通知することで、いつでもオンラインキャンプ契約を解約することができます。尚、解約費用及び返金額に関しては、当該解約フォームを当社が受信した日を起点として算出するものとします。
2. グループクラスの返金について 前項によりオンラインキャンプ契約が解約された場合、以下に基づき、当社はお客様に対し支払済みのITレッスン料金(グループクラスの料金に限ります。以下本項において同じ。)の払い戻し(返金)または解約料の請求の手続きを行います。ただし、オンラインキャンプ契約成立日から8日以内の解約の場合は、受講開始日前に限り解約料は発生せず、お支払い済みのITレッスン料金は全額返金いたします。英語レッスンを受講する場合、第4項(英語レッスンの返金について)も返金の対象となります。

【ITレッスン受講開始日前に解約をする場合の返金額】

契約成立日から9日目以降に解約するとき	ITレッスン料金の50%
---------------------	--------------

※ただし、受講開始日を一度でも変更した後に受講解約をされる場合は、ITレッスン料金の40%を返金額とさせていただきます。

※返金額は入学金を除いた上で、ITレッスン料金を元に算出された金額から割引額を差し引いて算出させていただきます。

【ITレッスン受講開始日以降に解約をする場合の返金額】

お申込み済みのITレッスンのうち、未受講のコース及びプログラムのITレッスン料金の30%
--

※既に受講を開始された各コースのプログラム(Bootcamp / Standard / Advance / Expert)についての返金はありません。※インターン型実践プログラム(旧:グローバルITインターンプログラム)の利用期間及び料金は上記に含まれません。

※返金額は入学金を除いた上で、ITレッスン料金を元に算出された金額から割引額を差し引いて算出させていただきます。

3. パーソナルクラスの返金について

本条第1項によりオンラインキャンプ契約が解約された場合、以下に基づき、当社はお客様に対し支払済みのITレッスン料金(パーソナルクラスの料金に限ります。以下本項において同じ。)の払い戻し(返金)または解約料の請求の手続きを行います。ただし、オンラインキャンプ契約成立日から8日以内の解約の場合は、受講開始日前に限り解約料は発生せず、お支払い済みのITレッスン料金は全額返金いたします。英語レッスンを受講する場

合、第4項(英語レッスンの返金について)も返金の対象となります。

【ITレッスン受講開始日前の解約】

前項に基づき返金いたします。

【ITレッスン受講開始日以降の解約】

ITレッスン受講開始日以降にオンラインキャンプ契約を解約される場合は、ITレッスン料金から以下の各号に定める金額を返金いたします。ただし、ITレッスン料金以外の費用は一切返金しないこととします。

※返金額は入学金を除いた上で、ITレッスン料金及び以下の各号に定める期間を元に算出された金額から割引額を差し引いて算出させていただきます。

1) ポイント未使用での解約

1ヶ月目(1週~4週)	ITレッスン料金 × 50%
2ヶ月目(5週~8週)	ITレッスン料金 × 40%
3ヶ月目(9週~12週)	ITレッスン料金 × 30%
4ヶ月目(13週~16週)	返金はありません。
5ヶ月目(17週~)	返金はありません。

2) 1)以外での解約

$(\text{ITレッスン料金} - \text{受講済みのコマ数} \times \text{1レッスンの単価}) \times \text{経過時期に応じて 1)記載の}\%$

※1レッスンの単価の計算方法は「ITレッスン料金 ÷ 申込みレッスン数」とします。

※返金額は入学金を除いた上で、ITレッスン料金及び受講済みのコマ数、経過時期を元に算出された金額から割引額を差し引いて算出させていただきます。

4. 英語レッスンの返金について

英語レッスンを受講予定でオンラインキャンプ契約成立日から9日目以降に解約の場合は、受講開始 前後にかかわらず解約料50,000円(税込)をいただきます。未使用のKredoラーニングポイントがある場合は、「使用したポイント数×10円(税込)」を差し引いた金額を返金させていただきます。ただし、ITレッスンを同時に受講予定の場合は、第2項または第3項に定める返金額+「使用したポイント数×10円(税込)」を差し引いた金額を返金します。

【英語レッスン受講開始日前に解約する場合の返金額】

英語レッスン料金 - 解約料50,000円(税込)

【英語レッスン受講開始日後に解約する場合の返金額】

英語レッスン料金 - [解約料50,000円(税込) + 使用したポイント数 × 10円(税込)]

【ITレッスンを同時に受講する場合の返金額】

第2項または第3項に定める返金額 + [英語レッスン料金 - 解約料50,000円(税込) - 使用したポイント数 × 10円(税込)]

5. 本条に基づく返金において金融機関より徴収される手数料及び海外送金手数料は全てお客様の負担とします。
6. お客様がオンラインキャンプ契約を解約した場合で、当社からの返金が発生する場合、当社は第2項 乃至第4項に定める返金額を、お客様が解約を通知した月の翌々月末日に、お客様指定の金融機関口座に振込送金する方法で返金します。尚、振込手数料は、お客様に負担していただきます。
7. Kredoラーニングポイントの取り扱いについて
 - ・オンラインキャンプ経由でKredoラーニングポイントを購入した場合、使用済みのKredoラーニングポイント分の料金を差し引いて返金させていただきます。使用済みのKredoラーニングポイント分の料金は、「使用したポイント数 × 10円(税込)」で計算させていただきます。
 - ・キャンペーン等で当社から無料で付与した英語レッスン用の無料ポイントがあり、キャンペーン等 対象のITレッスンを最後まで受講せずに途中で解約する場合、無料で付与したポイントの内、使用済みのKredoラーニングポイント分の料金をお支払いいただきます。使用済みのKredoラーニングポイント分の料金は、「使用したポイント数 × 10円(税込)」で計算させていただきます。
8. Kredoオンラインキャンプのキャンペーンについて
キャンペーンで当社から無料で提供するレッスンを受講した場合で、キャンペーン対象のITレッスンを最後まで受講せずに途中で解約する場合、無料で提供したレッスンにつき当社が定める料金を追加でお支払いいただきます。また、無料で提供したレッスンの料金が返金額よりも少ない場合は、無料で提供したレッスンの料金を引いた額を第5項及び第6項に基づき返金させていただきます。
9. 前各項にかかわらず、解約料又は返金額につき特定商取引に関する法律の適用がある場合、当社はお客様に対し、同法により認められる上限額を解約料として請求し、又は下限額を返金いたします。
10. Webローンをご利用された場合、本条に基づき返金が生じる場合でも、お客さまは先に支払い予定のオンラインレッスン料金全額を当社へ支払う必要がございます。当社へのお支払いが確認された後、当社がローン会社から受領しておりました金額を全額返金させていただきます。尚、ローン会社を介してオンラインレッスン料金をお支払いされた場合、Webローンの解約に必要な手数料はお客様負担とさせていただきます、返金額から控除いたします。お客様が支払い予定のオンラインレッスン料金全額を当社にお支払いできない場合は、ローン会社の口座引き落としを当該オンラインレッスン料金額と同額になるまで引き続き行い、同額になった時点で本条に基づき返金いたします。
11. 申込み内容の変更により、お支払い済みのITレッスン料金を全て英語レッスンポイントに充当した場合、充当前に算出されたITレッスン料金の返金額から、英語レッスンにおいて使用済みのKredoラーニングポイント分の料金 + 英語レッスン解約料50,000円(税込)を差し引いて返金いたします。尚、使用済みのKredoラーニングポイント分の料金は、「使用したポイント数 × 10円(税込)」で計算し、解約料が返金額を上回った場合は追加の請求はいたしません。
12. 解約フォームは[こちら](#)からご確認をお願いいたします。

第16条 当社による解除

1. お客様が次の各号に該当する場合、当社は相当期間を定めた催告の上、オンラインキャンプ契約を解除することができず。
 - a. お客様から指定の期日までに必要な書類の提出がされないとき
 - b. お客様から指定の期日までに必要な費用(オンラインレッスン料金を含みます。)の支払いがされないとき

- き
 - c. お客様が当社に届け出た情報に、虚偽または重大な遺漏があることが判明したとき
 - d. 第7条(禁止行為)の禁止行為を行った場合を含め、お客様がオンラインキャンプ契約に違反しているとき(第17条(当社による無催告解除)第1項各号に該当する場合を除きます。)
 - e. その他、当社がオンラインキャンプ契約を解除することが適当であると認めたとき
2. 前項に基づき、当社がオンラインキャンプ契約を解除した場合、お客様は当社に対し、第15条(オンラインキャンプ契約の解約)第2項、または第3項に定める解約料と同額を違約金として支払うものとします。尚、本項に基づく違約金は、第4項に定める損害賠償額には含まれません。
 3. 本条により当社がオンラインキャンプ契約を解除した場合には、当社はお客様に対し、一切の責任を負担しません。
 4. お客様が第1項に該当したことにより当社に損害が生じた場合、当社は本条に基づく解除に加え、当該損害の賠償を請求できるものとします。
 5. 当社に対し、書面または電子メール、電話、オンラインツールによる通知が、当社からの最終連絡日から起算して1年間滞った場合は当社の判断で契約を解除することができます。尚、その場合は第15条における返金は適用されないものとします。

第17条 当社による無催告解除

1. お客様が次の各号の一に該当する場合、当社は催告することなく、直ちにオンラインキャンプ契約を解除することができるものとします。
 - a. お客様が、破産、民事再生、任意整理またはこれに類する手続を行い、またはその申立を受けたとき
 - b. お客様が死亡、所在不明、または2週間以上にわたり連絡不能となったとき
 - c. お客様がオンラインキャンプ契約を維持しがたい不信行為に及んだとき
 - d. お客様が反社会的勢力であると認められるとき、または反社会的勢力であったと認められるとき
 - e. お客様自らまたは第三者を利用して、当社、講師または本サービスの他のお客様に対し、詐欺、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いるなどをしたとき
 - f. 当社、講師または本サービスの他のお客様に対して、お客様自身が反社会的勢力である旨を示し、または、自身の関係者が反社会的勢力である旨を示したとき
 - g. お客様が本サービスの期間中に、当社の従業員と当社に関係なく、ビジネスなどの利益に関わるやりとりをしていると発覚したとき
 - h. お客様が自らまたは第三者を利用して、当社、講師または本サービスの他のお客様の名誉や信用等を毀損し、または毀損する恐れのある行為をしたとき
 - i. お客様が自らまたは第三者を利用して、当社の業務を妨害したとき、または妨害する恐れのあるとき
 - j. その他当社がオンラインキャンプ契約を催告なく解除するのにやむをえない事由があると認めたとき
2. 前項に基づき当社がオンラインキャンプ契約を解除した場合、お客様は当社に対し、第15条(オンラインキャンプ契約の解約)第2項、または第3項に定める解約金と同額を違約金として支払うものとします。尚、本項に基づく違約金は、第4項に定める損害賠償額には含まれません。
3. 本条により当社がオンラインキャンプ契約を解除した場合には、当社はお客様に対し、一切の責任を負担しません。
4. お客様が第1項に該当したことにより当社に損害が生じた場合、当社は本条に基づく解除に加え、当該損害の賠償を請求できるものとします。

第18条 団体・グループ手配

1. 複数のお客様(以下「構成員」といいます)が代表者を定めて申し込んだオンラインキャンプ契約については、以下のとおり取り扱うものとします。
 - a. 当社は、お客様が定めた代表者(以下「代表者」といいます)が構成員のオンラインキャンプ契約締結に関する一切の権限を有しているものとみなし、当該オンラインキャンプ契約に関する取引等を代表者との間で行います。代表者が構成員から必要な権限を委任されていなかった等の理由により、当社と

当該構成員との間でオンラインキャンプ契約が締結できなかった場合、当社はこれにより生じた一切の損害(当該オンラインキャンプ契約により構成員が支払うはずであったオンラインレッスン料金を含みます。)を代表者に対し請求できるものとし、代表者はこれを承諾するものとし、

- b. 前項によるオンラインキャンプ契約の成立時期については、第3条(オンラインキャンプ契約の申込および成立)に準じます。ただし、オンラインキャンプ契約は、申し込みに含まれる構成員それぞれとの間で個別に成立するものとし、
- c. 当社は、代表者と構成員との間の紛争については、何ら責任を負いません。
- d. オンラインキャンプ契約が締結された場合は、代表者は当社が定める日までに構成員の人数、住所、氏名、年齢等の当社指定の情報を当社指定の方法で提出しなければなりません。

第19条 本サービスの権利

1. 本サービスに関する商標、ロゴマーク、記載、コンテンツ等についての商標権、著作権、所有権等の一切の権利は、全て当社又は当社に使用等を許諾している第三者に帰属します。お客様は、当社の事前の書面による承諾なく、同商標等を使用すること、雑誌や他のウェブサイト上へ転載すること、改変すること、複製することを含め、本サービスを利用するために当社が許諾する範囲を超えた行為を行ってはなりません。
2. 当社は、お客様が前項に違反した場合、第16条(当社による解除)に基づくオンラインキャンプ契約の解除および損害賠償請求のほか、お客様に対して、著作権法、商標法等の法令に基づく各措置(警告、告訴、差止請求、名誉回復措置請求等)を講ずることができるものとし、

第20条 免責事項

1. 当社は、次の各号の一に該当する場合、お客様に生じた損害の賠償責任を負いません。
 - a. お客様に本サービスの受講開始前、または終了後に生じた事由に基づき損害が発生した場合
 - b. 本サービスの内容がお客様の期待に適合しない場合
 - c. 天災、地変、戦争、暴動、ストライキ、クーデター、内戦、その他これに準ずる当社が管理できない事由により、本サービスの内容が変更され、または予定通りに本サービスが提供できなくなった場合
 - d. 本サービスの受講中か否かを問わず、講師と私的なトラブルが発生した場合
 - e. その他当社の責に帰すべき事由がなくお客様に損害が生じた場合。これには当社の責めに帰すべき事由がなくオンラインキャンプ契約が履行不能となった場合を含みますが、これに限られません。
 - f. 個人的理由によりレッスンを欠席した場合(この場合、オンラインレッスン料金の払い戻しや再授業はいたしません)
 - g. 他のお客様が録画等したレッスンをインターネット上にアップロードするなどして公開したことにより損害が発生した場合

第21条 本サービスの日時表示

1. 本サービスにおいて、受講開始日、各種料金支払の期日、各種申請の締切日等の日時は、全て日本時間(GMT + 9:00)によるものとし、

第22条 領収書

1. オンラインレッスン料金を銀行振り込みでお支払の場合は、金融機関の発行する振込金の受領書をもって領収書にかえさせていただきます。
2. 別途当社からの領収書が必要な方は担当までお申し付けください。

第23条 個人情報の取り扱い

1. お客様よりご提供頂く個人情報は、適切な保護管理をし、以下のように取扱います。

■個人情報の利用目的について

ご提供頂く個人情報は、以下の目的で利用します。

オンラインキャンプ契約の履行、その他本サービスについてお客様から依頼された手続きに関連する業務、および当社の商品・サービス・イベント等の案内のために利用させて頂き、それ以外の目的では利用いたしません。尚、ご提供頂く個人情報は上記利用目的の範囲内で、当社依頼をしている業務委託先と共同利用します。お客様は当社業務委託先企業内での個人情報の共同利用につき、承諾するものとします。

■個人情報に関する問合せ窓口について

ご提供頂いた個人情報に関するお問合せは、下記メールアドレスまでご連絡ください。個人情報の 開示、訂正、削除等につきましては、ご本人であることを確認させて頂いた上で 法令に基づき対応 いたします。

メールアドレス: mail@kredo.jp

第24 条 準拠法および管轄裁判所

1. オンラインキャンプ契約は日本法を準拠法とし、同法に従い解釈されます。
2. オンラインキャンプ契約に関してお客様と当社との間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判 所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

KREDO JAPAN株式会社

2020年4月22日 制定
2020年5月22日 改定
2020年12月1日 改定
2021年1月3日 改定
2021年3月1日 改定
2021年3月22日 改定
2021年5月12日 改定
2021年8月16日 改定
2021年10月7日 改定
2022年6月2日 改定
2022年6月23日 改定
2023年4月17日 改定
2024年1月22日 改定

インターン型実践プログラム利用規約 (「インターン型実践期間」用)

第1条 本規約の性質

1. インターン型実践プログラム利用規約(以下「本規約」といいます)は、KREDO JAPAN株式会社(以下「当社」といいます)と、当社とインターン型実践プログラム契約(第2条(定義)第2項で定義します。)を締結し本研修(第2条(定義)第3項で定義します。以下同じ。)に参加する個人(以下「参加者」といいます)との間の契約関係について定めるものです。ただし、当社が参加者との間で書面により別途特約を結んだ場合は、その特約を優先します。
2. インターン型実践プログラムは、「基礎スキル習得期間」と「インターン型実践期間」で構成されており、本規約は「インターン型実践期間」の契約について定めるものです。「基礎スキル習得期間」については、別途当社の「Kredoオンラインキャンプ利用規約」に基づき、「オンラインキャンプ契約」を締結するものとします。
3. 本研修の参加者は、本規約のほか、別紙に定める内容を承諾するものとします。

第2条 定義

1. 「インターン型実践プログラム契約」とは、第3条(契約の申込および成立)に従い、当社と申込者との間で申込書および本規約の内容にて締結される契約を指します。
2. 「本研修」とは、当社がインターン型実践プログラム契約に基づき参加者に提供する実践型インターンプログラムであって、参加者が当該プログラムに含まれる全てのプロセスを終了するまでの一連の工程を指します。
3. 「インターン型実践プログラム料金」とは、参加者が本研修に参加するにあたり当社に支払う、別途当社が定める料金を指します。
4. 「研修開始日」とは、本研修が始まる日のことを指します。

第3条 契約の申込および成立

1. 申込者は、本規約に同意した上で、当社所定の申込書、または当社ホームページ上の申し込みフォーム(以下「申込書」といいます)に必須事項を記入の上当社またはその代理人に提出いただきます。
2. インターン型実践プログラム契約は、前項に従い申込者が申込書を提出した後、当社が当該申込(フォーム送信等)を承諾することで、当社と申込者との間で成立します。契約成立日は、当社が申込を承諾した日とし、当社から参加者に送付する請求案内のメールにて確認できるものとします。
3. 申込者は、研修開始予定日の14日前までに申し込みをしなければなりません。

第4条 本規約の変更について

1. 当社は、当社が必要と判断する場合に、本規約を予告なしに変更することができるものとします。ただし、参加者による本研修への参加に重大な影響をあたえる変更の場合には、当社が定めた方法によって事前に参加者に通知するものとします。本規約の変更があった後に、参加者が本規約変更後において本研修への参加を継続した場合には、参加者は変更後の本規約に同意したものとみなします。

第5条 申込拒否事由

1. 当社は、次に定める事由が認められるときは、申込みをお断りする場合があります。
 - a. 申込者が未成年者である等の理由により、契約の申込について法定代理人の同意が必要な場合に、その同意がないとき
 - b. 保証人がいないとき
 - c. 申込者が希望する本研修に空きがないなど、本研修への参加が困難であると当社が認めたとき
 - d. 申込者の過去の既往症または現在の心身の健康状態から、申込者による本研修への参加が不適切であると当社が認めたとき
 - e. 申込者の語学力等が本研修に参加するのに明らかに不足している等、本研修への参加に適した条件が申込者に備わっていないと当社が認めたとき
 - f. 本研修の円滑な運営に支障をきたす恐れがあると当社が判断したとき
 - g. 申込者の申込を承諾することが、本研修の目的または趣旨等にてらし、適切でないと当社が判断したとき
 - h. 申込者が暴力団関係者、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）であると当社が判断したとき、または反社会的勢力であったと判断したとき
 - i. 申込書の記載に虚偽があったとき
2. 当社は、申込者の申込を承諾した後であっても、申込者が前項各号（第3号を除く）のいずれかに該当することが判明した場合には、いつでも何らの手続きを要せずインターン型実践プログラム契約を解除することができるものとします。

第6条 事前確認事項

1. 申込者は、インターン型実践プログラム契約への申込みにあたり、下記の事項を確認し、同意しなければなりません。
 - a. 通信環境が本研修への参加に支障がないこと
 - b. 当社が申込者に対し、本研修に関する電子メールによる通知、広告、アンケート等を実施すること
 - c. 当社が発行するパスワード等のアカウント情報を厳重に管理すること
 - d. 品質向上等のため、当社が申込者からの問い合わせ内容等を記録、録音、保管することができること
 - e. 品質向上等のため、当社又は当社の当社従業員が録音・録画等を行い、当社、当社の子会社及び当社の委託先が当該録音・録画・メール・チャットの履歴等の本研修の記録を保管し、閲覧できること
 - f. 無断で当社の提供する本研修を録画し、閲覧しないこと（自主学習用の録画を除きます）また、当社の許可を得てまたは自主学習用に録画をした場合であっても、当該録画データの編集、複製、転用、転送、インターネット上でのアップロード等、第三者への開示、提供をしないこと（例）「メール等に添付して他者へ送る」「CDやDVDにコピーして配る」「個人のブログやホームページ、SNSなどで公開する」などの行為。これらの行為は著作権、肖像権侵害にあたり、損害賠償義務を負うこともありますので、十分に注意ください。

- g. 当社が申込希望者を募るため、インターネット(WEBサイト、動画サイト、SNS等)、パンフレット、ポスターなどの媒体において、参加者が本研修の過程で制作した作品の写真・動画・音声等を使用できると尚、当社では制作担当の職員を配置し、掲載される写真や映像、音声を十分に吟味するものとし、個人情報保護の観点からふさわしくないものを使用することは一切ありません。

第7条 禁止行為

1. 参加者は、本研修への参加に際して、以下に定める行為を行ってはなりません。
 - a. 本研修に参加する権利を第三者に譲渡、使用、売買、名義変更、質権の設定、担保に供すること
 - b. 参加者のアカウントを第三者に譲渡、貸与等することまたは第三者に使用させること
 - c. 当社の名誉、信用、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、肖像権、プライバシー、その他の法的権利および利益を侵害すること
 - d. 違法行為または公序良俗に反する行為
 - e. 本研修の運用を妨げる行為
 - f. 本研修を営業行為、営利目的およびその準備に利用する行為
 - g. 本研修の他の参加者・当社従業員に違法行為を勧誘または助長する行為
 - h. 本研修の他の参加者・当社従業員が経済的・精神的損害または不利益を被る行為
 - i. 犯罪行為および犯罪行為に結びつく行為
 - j. 本研修の他の参加者・当社従業員への嫌がらせ、不良行為、不適切発言、不規則発言、当社従業員の指示に従わないなど、本研修の進行を妨げる行為
 - k. 本研修の他の参加者・当社従業員に対するハラスメント行為
 - l. 本研修の他の参加者・当社従業員の雇用条件や本研修に関する内容及びインターネット回線など当社の一般的に開示していない機密情報を詮索、漏洩する行為
 - m. 本研修の他の参加者・当社従業員に対して宗教、政治結社、マルチ商法等の勧誘をする行為
 - n. オンライン、オフラインを問わず、参加者本人またはその代理人が当社従業員及び本研修の他の参加者と個人的に接触しようとする行為
 - o. 本研修の他の参加者・当社従業員に当社と競合するサービス・企業での勤務を勧誘する行為
 - p. 本研修の他の参加者・当社従業員及びカスタマーサポートスタッフへの暴言・脅迫行為、またはカスタマーサポート業務の進行を妨げる行為
 - q. 泥酔状態で本研修に参加する行為
 - r. 本研修中に過度に肌を露出する、または肌の露出を伴うコスチュームや下着姿で本研修に参加するなど、当社従業員及び他の本研修の参加者に対して不快感、不安または負担を与える行為
 - s. その他、参加者による本研修への参加が不適当と当社が判断する行為

第8条 電子メールによる通知

1. 当社は、本研修に関する重要な情報を送信する場合、参加者が当社からの電子メールの受信をすべて拒否する設定をした場合でも、電子メールの送信ができるものとします。
2. 電子メールによって行われる通知は、参加者の登録情報に記載された電子メールアドレス(以下「指定メールアドレス」)

ドレス」といいます)宛への発信をもって完了したものとみなします。

3. 参加者は、自らの端末の指定メールアドレスに関する各種設定等を変更し、当社(ドメイン名: kredo.jp)からの電子メールの受信が可能な状態にしなければなりません。
4. 指定メールアドレスに不備、誤記があったこと、登録情報の変更を当社に通知しなかったこと、または参加者が自らの端末の受信設定の変更を怠ったことに起因して、当社からの電子メールが参加者の元に届かなかった場合、当社は、同不到達に対して一切責任を負わないものとします。尚、参加者は、同不到達に起因して生じるすべての損害等を賠償する義務を負うものとし、いかなる場合も当社を免責するものとします。

第9条 本研修の利用

1. 申込者は、Slack、SkypeまたはZoom(以下「研修用アプリ」といいます)を用いて、本研修に参加することができます。いずれを用いるかは、参加者の研修内容ごとに、別途当社が指定します。
2. 参加者は研修用アプリの利用に際し、下記の内容について同意しなければなりません。
 - a. 研修用アプリの提供事業者が定める各規約、ガイドラインを遵守すること
 - b. 研修開始日までに研修用アプリをダウンロード、インストールし、機能等について確認すること
 - c. 研修用アプリのダウンロード、インストール、設定、使用等について、すべて自己の責任と費用において行うこと
 - d. 研修開始後に発生した研修用アプリの機能の不具合等について、当社が一切責任を負わないこと
 - e. 当社が指定するウェブサイト以外のURLを開く場合、すべて自己の責任で行うこと
 - f. 研修用アプリに関する相談、問い合わせ等について、当社が一切対応する義務を負わないこと

第10条 料金内訳

1. インターン型実践プログラム料金の詳細な内訳は別途当社が申込者に発行する請求書に記載のとおりです。で、請求書の記載を必ずご確認ください。
2. 前項の請求書に記載されていない費用は、料金に含まれません。必要な費用は申込者自身で御用意ください。以下、料金に含まれないものを例示しますが、これらに限られません。
 - a. 本研修に参加するのに必要な環境設定費用(パソコン、タブレット、イヤフォン、Wifiなど)
 - b. 別途購入が必要となった教材等

第11条 支払時期・支払方法・料金の変更

1. インターン型実践プログラム料金の支払は、当社指定の口座に振込、その他当社指定の方法で、指定の期日までに入金してください。この場合の振込手数料等の支払に必要な費用は申込者に負担していただきます。
2. 指定の期日までにインターン型実践プログラム料金全額が入金されない場合、当社は、インターン型実践プログラム契約を解除し、参加者の本研修への参加をお断りする場合がございます。
3. 次の場合には、当社は、参加者に事前にお知らせの上、その差額だけ料金を増額することがありますので予めご了承ください。
 - a. 為替相場が著しく変動した場合

b. 税制が改定された場合

4. クレジットカード決済を希望する場合は、原則として参加者ご本人名義のカードのみ有効のものとします。
5. 原則として契約成立日より7営業日後を支払期日としております。
6. インターン型実践プログラム料金の支払には、当社の提携ローン会社(株式会社日本ブラム)のWeb ローンもご利用いただけます。Webローンとは、インターネット環境があれば利用することができ、申し込み用紙のご記入・ご捺印・事務所へ郵送等が不要なサービスです。

第12条 申込内容の変更

1. 申込者は、当社に対し書面または電子メールで通知することにより、本研修の変更を申し出ることができます。
この場合、当社が書面または電子メールにより当該変更申出を承諾したときに、申出のと おりに契約が変更されます。
2. 参加者都合により、契約成立日後に研修開始日の変更を希望される場合には、可能な限り申込者のご要望に添えるように努力しますが、当社が承諾できない場合がありますので予めご了承ください。
3. 前項に基づき、参加者都合により、契約成立日後に研修開始日を変更する場合には、変更手数料として10,000円(税込)をお支払いいただきます。支払期日及び方法等の詳細は、別途当社が指定します。尚、研修開始後の本研修の日程変更はできません。
4. 本研修日程の短縮、延長はできません。

第13条 インターン型実践プログラム契約の解約

1. 申込者は、当社に対し書面または電子メールにより通知することで、いつでも契約を解約することができます。
2. 返金について
前項により契約が解約された場合、以下に基づき、当社は参加者に対し、支払済みのインターン型実践プログラム料金の払い戻し(返金)または解約料の請求の手続きを行います。ただし、契約成立日から8日以内の解約の場合は、研修開始前に限り解約料は発生せず、お支払い済みのインターン型実践プログラム料金は全額返金いたします。

【研修開始前の解約】

研修開始日から起算して遡り、

8日前以前にあたる日以前に解約するとき	お支払済みのインターン型実践プログラム料金の50%を返金いたします。
7日前以降に解約するとき、または受講開始日を一度でも変更したとき	お支払済みのインターン型実践プログラム料金の30%を返金いたします。

【研修開始後の解約】

返金はございません。

3. 本条に基づく返金において金融機関より徴収される手数料及び海外送金手数料は全て参加者の負担とします。

4. 参加者が第1項によりインターン型実践プログラム契約を解約した場合で、当社からの返金が発生する場合、当社は第2項に定める返金額を、参加者が解約を通知した月の翌々月末日に、参加者指定の金融機関口座に振込送金する方法で返金します。尚、振込手数料は、参加者に負担していただきます。
5. 前各項にかかわらず、解約料又は返金額につき特定商取引に関する法律の適用がある場合、当社は参加者に対し、同法により認められる上限額を解約料として請求し、又は下限額を返金いたします
6. Webローンをご利用された場合、本条に基づき返金が生じる場合でも、参加者は先に支払い予定のインターン型実践プログラム料金全額を当社へ支払う必要がございます。当社へのお支払いが確認された後、当社がローン会社から受領しておりました金額を手数料含め全額返金させていただきます。Webローンの解約に必要な手数料は参加者負担とさせていただきます、返金額から控除いたします。お客様が支払い予定のインターン型実践プログラム料金全額をお支払いできない場合は、ローン会社の口座引き落としを当該インターン型実践プログラム料金額と同額になるまで引き続き行い、同額になった時点で本条に基づき返金いたします。

第14条 当社による解除

1. 参加者が次の各号の一に該当する場合、当社は相当期間を定めた催告の上、インターン型実践プログラム契約を解除することができます。
 - a. 参加者から指定の期日までに必要な書類の提出がされないとき
 - b. 参加者から指定の期日までに必要な費用の支払いがされないとき
 - c. 参加者が当社に届け出た情報に、虚偽または重大な遺漏があることが判明したとき
 - d. 第7条(禁止行為)の禁止行為を行った場合を含め、参加者がインターン型実践プログラム契約に違反しているとき(第15条(当社による無催告解除)第1項各号に該当する場合を除きます。)
 - e. その他、当社がインターン型実践プログラム契約を解除することが適当であると認めたとき
2. 前項に基づき、当社がインターン型実践プログラム料金契約を解除した場合、参加者は当社に対し、第13条(インターン型実践プログラム契約の解約)第2項に定める解約料と同額を違約金として支払うものとします。尚、本項に基づく違約金は、第4項に定める損害賠償額には含まれません。
3. 本条により当社がインターン型実践プログラム契約を解除した場合には、当社は参加者に対し、一切の責任を負担しません。
4. 参加者が第1項に該当したことにより当社に損害が生じた場合、当社は本条に基づく解除に加え、当該損害の賠償を請求できるものとします。

第15条 当社による無催告解除

1. 参加者が次の各号の一に該当する場合、当社は催告することなく、直ちにインターン型実践プログラム契約を解除することができるものとします。
 - a. 参加者が、破産、民事再生、任意整理またはこれに類する手続を行い、またはその申立を受けたとき
 - b. 参加者が死亡、所在不明、または2週間以上にわたり連絡不能となったとき
 - c. 参加者がインターン型実践プログラム契約を維持しがたい不信行為に及んだとき
 - d. 参加者が反社会的勢力であると認められるとき、または反社会的勢力であったと認められるとき
 - e. 参加者自らまたは第三者を利用して、当社、当社従業員及び本研修の他の参加者または本研修の他

の申込者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いるなどをしたとき

- f. 当社、当社従業員及び本研修の他の参加者または本研修の他の申込者に対して、参加者自身が反社会的勢力である旨を示し、または自身の関係者が反社会的勢力である旨を示したとき
 - g. 参加者が本研修の期間中に、当社の従業員と当社に関係なく、ビジネスなどの利益に関わるやりとりをしていると発覚したとき
 - h. 参加者が自らまたは第三者を利用して、当社、当社従業員及び本研修の他の参加者または本研修の他の申込者の名誉や信用等を毀損し、または毀損する恐れのある行為をしたとき
 - i. 参加者が自らまたは第三者を利用して、当社の業務を妨害したとき、または妨害する恐れのあるとき
 - j. その他当社がインターン型実践プログラム契約を催告なく解除するのにやむをえない事由があると認めたとき
2. 前項に基づき当社がインターン型実践プログラム契約を解除した場合、参加者は当社に対し、第13条（インターン型実践プログラム契約の解約）第2項に定める解約金と同額を違約金として支払うものとします。尚、本項に基づく違約金は、第4項に定める損害賠償額には含まれません。
3. 本条により当社がインターン型実践プログラム契約を解除した場合には、当社は参加者に対し、一切の責任を負担しません。
4. 参加者が第1項に該当したことにより当社に損害が生じた場合、当社は本条に基づく解除に加え、当該損害の賠償を請求できるものとします。

第16条 団体・グループ手配

複数の申込者（以下「構成員」といいます）が代表者を定めて申し込んだインターン型実践プログラム契約の申込については、以下のとおり取り扱うものとします。

- 1. 当社は、申込者が定めた代表者（以下「代表者」といいます）が構成員の契約締結に関する一切の権限を有しているものとみなし、インターン型実践プログラム契約に関する取引等を代表者との間で行います。代表者が構成員から必要な権限を委任されていなかった等の理由により、当社と当該構成員との間でインターン型実践プログラム契約が締結できなかった場合、当社はこれにより生じた一切の損害（当該契約により構成員が支払うはずであったインターン型実践プログラム料金を含みます。）を代表者に対し請求できるものとし、代表者はこれを承諾するものとします。
- 2. 前項によるインターン型実践プログラム契約の成立時期については、第3条（契約の申込および成立）に準じます。ただし、インターン型実践プログラム契約は、申し込みに含まれる構成員それぞれとの間で個別に成立するものとします。
- 3. 当社は、代表者と構成員との間の紛争については、何ら責任を負いません。
- 4. インターン型実践プログラム契約が締結された場合は、代表者は当社が定める日までに構成員の人数、住所、氏名、年齢等の当社指定の情報を当社指定の方法で提出しなければなりません。

第17条 本研修の権利

- 1. 本研修に関する商標、ロゴマーク、記載、コンテンツ等についての商標権、著作権、所有権等の一切の権利は、

全て当社又は当社に使用等を許諾している第三者に帰属します。参加者は、当社の事前の 書面による承諾なく、同商標等を使用すること、雑誌や他のウェブサイト上へ転載すること、改変すること、複製することを含め、本研修に参加するために当社が許諾する範囲を超えた行為を行ってはなりません。

2. 当社は、参加者が前項に違反した場合、第14条(当社による解除)に基づく契約の解除および損害賠償請求のほか、申込者に対して、著作権法、商標法等の法令に基づく各措置(警告、告訴、差止請求、名誉回復措置請求等)を講ずることができるものとします。

第18条 免責事項

当社は、次の各号の一に該当する場合、参加者に生じた損害の賠償責任を負いません。

1. 参加者に本研修の開始前、または終了後に生じた事由に基づき損害が発生した場合
2. 本研修の内容が参加者の期待に適合しない場合
3. 天災、地変、戦争、暴動、ストライキ、クーデター、内戦、その他これに準ずる当社が管理できない 事由により、本研修の内容が変更され、または予定通りに本研修が提供できなくなった場合
4. 本研修の期間中か否かを問わず、当社従業員または本研修の他の参加者と私的なトラブルが発生した 場合
5. その他当社の責に帰すべき事由がなく参加者に損害が生じた場合。これには当社の責めに帰すべき事 由がなくインターン型実践プログラム契約が履行不能となった場合を含みますが、これに限られま せん。
6. 参加者の個人的理由により研修を欠席した場合(この場合、インターン型実践プログラム料金の払い戻しや再研修はいたしません)
7. 他の参加者が録画等した本研修をインターネット上にアップロードするなどして公開したことにより損害が発生した場合

第19条 本研修の日時表示

本研修において、研修開始日、各種料金支払の期日、各種申請の締切日等の日時は、全て日本時間(GMT +9:00)によるものとします。

第20条 領収書

1. インターン型実践プログラム料金を銀行振り込みでお支払の場合は、金融機関の発行する振込金の受領書をもって領収書にかえさせていただきます。
2. 別途当社からの領収書が必要な方は担当までお申し付けください。

第21条 個人情報の取り扱い

申込者よりご提供頂く個人情報は、適切な保護管理をし、以下のように取扱います。

■個人情報の利用目的について

ご提供頂く個人情報は、以下の目的で利用します。

オンラインキャンプ契約の履行、その他本サービスについてお客様から依頼された手続きに関連する業務、および当社の商品・サービス・イベント等の案内のために利用させて頂き、それ以外の目的では利用いたしません。尚、ご提供頂く個人情報は上記利用目的の範囲内で、当社依頼をしている業務委託先と共同利用します。お客様は当社業務委託先企業内での個人情報の共同利用につき、承諾するものとします。

■個人情報に関する問合せ窓口について

ご提供頂いた個人情報に関するお問合せ（当社が個人情報の安全管理のために講じている措置に関するお問い合わせも含みます）は、下記メールアドレスまでご連絡ください。個人情報の開示、訂正、削除等につきましては、ご本人であることを確認させて頂いた上で法令に基づき対応いたします。

メールアドレス: mail@kredo.jp

第22条 準拠法および管轄裁判所

1. インターン型実践プログラム契約は日本法を準拠法とし、同法に従い解釈されます。
2. インターン型実践プログラム契約に関して参加者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合には、東京 地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

KREDO JAPAN株式会社

2022年6月2日 制定

2022年6月23日 改定

2023年4月17日 改定

2024年1月1日 改定

インターン型実践プログラムの参加について

インターン型実践プログラムの参加条件

1. 「インターン型実践期間」に参加する方は、「基礎スキル習得期間」を研修した方に限定します。ただし、上記の条件を満たさない方であっても当社の判断により参加可能とする場合があります。
2. 「基礎スキル習得期間」を経た後、実践型インターン開始までにスキルチェック面談(技術/英語力 のスキル診断)を行い、基準に満たなかった場合、インターン内容の変更、または自主学習期間を設定させていただきます。インターン内容の変更、または自主学習期間設定に伴う返金は一切ございません。

インターン型実践プログラムの期間

「基礎スキル習得期間」は3.5か月、「インターン型実践期間」は3か月の、計6.5か月となります。

インターン型実践プログラムの開始日

当校の定めるグローバルITインターン開講スケジュールに基づきます。

研修の内容

具体的な本研修の内容については、別資料でご案内します。

事前の指導・業務ルール

仕事の概要、ビジネスマナー、守秘義務等の、社会人としての心得につき、事前に指導を行います。

機密保持義務

参加者は、本研修実施中に知り得た機密を、当社の事前の書面による承諾なしに本研修期間中及び終了後に他者に漏洩してはなりません。参加者が秘密漏洩を行う等、本研修の継続を困難ならしめる事態が生じた場合には、当社は、本研修を途中で終了させ、当社が被った損害を参加者に請求することができるものとします。

報酬の扱い

参加者に対し報酬は一切支払わないものとします